

○ 鯖江市農業委員選考委員会

委員	農業委員経験者 農業者の組織からの推薦	2名 7名
----	------------------------	----------

○ 選考基準

基準	
<p>選考委員会委員が、推薦を受けた者または応募のあった者について、次の区分ごとに採点し、得た点数の合計の上位の者を選考する。</p>	
第1区分（農業者の区分）	
区	分
1. 法第8条第5項第1号または第2号に該当する者 * 認定農業者（個人・法人の役員等）	
2. 施行規則第2条第1項イからヌまでに規定する者 * 認定農業者の家族・新規就農者、集落営農の役員等	
3. 法第8条第6項に該当する者 * 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者	
4. その他の者	
第2区分（配慮等要件）	
* 該当者に点数を付与する。	
要	件
50歳未満の者または女性（法第8条第7項関係）	
第3区分（評価要件）	
要	件
農業および農地利用の最適化の推進に対する熱意や見識	
その他	
地域や年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。	